

○総務省告示第三百三十三号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第二十五条第九号の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十六号（工事担任者の養成課程の終了の際行う試験の実施の方法を定める件）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和二年十一月十三日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

三 試験の方法

- 1 面接等授業の場合の試験について
 [(一)・(二) 略]
 (三) 試験時間は、一科目一時間とすること。ただし、総合通信の端末設備の接続のための技術及び理論の試験については、二時間とする。
 [(四)～(六) 略]
- 2 メディアを利用して行う授業の場合の試験について
 試験は、前号(一)及び(四)から(六)までに規定するもののほか、次に掲げるものであること。
 [(一)～(五) 略]
- (六) 試験時間は、一科目四十分とすること。ただし、総合通信の端末設備の接続のための技術及び理論の試験については、八十分とする。
 [(七) 略]

別表第二号 端末設備の接続のための技術及び理論

問題の内容	養成課程別の問題数			
	第二級アマチュア無線	第一級アマチュア無線	第二級デジタル通信	第一級デジタル通信
端末設備の技術				
電話機、フックシミュレーション等電気通信回線1回線に接続する端末機器(以下「電話機等」という。)及び総合デジタル通信端末の技術及び回路動作	3	2		3
ボタンの電話装置及び構内交換設備の技術及び回路動作				

三 [同上]

- 1 [同上]
 [(一)・(二) 同上]
 (三) 試験時間は、一科目一時間とすること。ただし、AI・DD総合種の端末設備の接続のための技術及び理論の試験については、二時間とする。
 [(四)～(六) 同上]
- 2 [同上]
 [(一)～(五) 同上]
- (六) 試験時間は、一科目四十分とすること。ただし、AI・DD総合種の端末設備の接続のための技術及び理論の試験については、八十分とする。
 [(七) 同上]

別表第二号 [同左]

問題の内容	養成課程別の問題数						
	A 第三種	IA 第二種	IA 第一種	D 第三種	D 第二種	D 第一種	AI・D 総合種
端末設備の技術							
電話機、フックシミュレーション等電気通信回線1回線に接続する端末機器(以下「電話機等」という。)及び総合デジタル通信端末の技術及び回路動作	3	2	2				3
ボタンの電話装置及び構内交換設備の技術及び回路動作							

電磁障害及び雷サージ対策	IP電話端末の技術及び回路動作	IPボταν電話端末及びIP電話用構内の交換設備の技術及び回路動作	その他デジタル伝送路設備に接続される端末機器、端末設備及び自営電気の技術設備の技術及び回路動作						
						1 (注1)	1		
総合デジタル通信の技術	インターネット概要及び各レイヤの技術的項目	電話機等及びデジタル通信端末の取付工事方法及び工事試験方法						1	
			1	1				2	
接続工事の技術									

電波妨害及び雷サージ対策	IP電話端末の技術及び回路動作	IPボταν電話端末及びIP電話用構内の交換設備の技術及び回路動作	その他デジタル伝送路設備に接続される端末機器、端末設備及び自営電気の技術設備の技術及び回路動作						
						1 (注1)	1		
総合デジタル通信の技術	インターネット概要及び各レイヤの技術的項目	電話機等及びデジタル通信端末の取付工事方法及び工事試験方法						1	
			1	1				2	
接続工事の技術									

ボタンの電話装置及び構内交換設備の取付方法、建設工方法及び工事試験方法									
工事の設計管理、施工管理及び安全管理									
端末設備等の運用管理及び保守管理									
事業用電気通信設備の概要									
I P 電話端末の取付工方法及び工事試験方法							1 (注4)		
I P ボタン電話端末及び I P 電話用構内交換設備の取付方法及び工事試験方法							1 (注3)		

ボタンの電話装置及び構内交換設備の取付方法、建設工方法及び工事試験方法									
工事の設計管理、施工管理及び安全管理									
端末設備等の運用管理及び保守管理									
事業用電気通信設備の概要									
I P 電話端末の取付工方法及び工事試験方法							1 (注4)		
I P ボタン電話端末及び I P 電話用構内交換設備の取付方法及び工事試験方法							1 (注3)	1	

トラヒック理論	呼量、呼損率、中継線能率及び不完全群	1							
	全群								
情報セキュリティの技術	情報セキュリティの概要	1							
	電子認証技術及びデジタル署名技術								
ネットワークの技術	端末設備及びネットワークセキュリティ								
	情報セキュリティ管理								
ネットワークの技術	データ通信及びデータ伝送方式の技術								
	IPネットワーク及び広帯域伝送の技術	2							

トラヒック理論	呼量、呼損率、中継線能率及び不完全群	1							
	全群								
情報セキュリティの技術	情報セキュリティの概要	1							
	電子認証技術及びデジタル署名技術								
ネットワークの技術	端末設備及びネットワークセキュリティ								
	情報セキュリティ管理								
ネットワークの技術	データ通信及びデータ伝送方式の技術								
	IPネットワーク及び広帯域伝送の技術	2							

その他ネットワークの技術（広域イーサネット等）						
-------------------------	--	--	--	--	--	--

【注1～4 略】

別表第三号 端末設備の接続に関する法規

問題の内容	養成課程別の問題数				
	第二級アナログ通信	第一級アナログ通信	第二級デジタル通信	第一級デジタル通信	総合通信
電気通信事業法及びこれに基づく命令	4	4	4	4	4
電気通信事業法、電気通信令及び電気通信規則					
工事担当者規則					

その他ネットワークの技術（広域イーサネット、フレッツムリレー網、セルリレー網及びVIM網等）										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【注1～4 同左】

別表第三号 同左

問題の内容	養成課程別の問題数								
	A第3種	I第2種	I第1種	I第3種	D第3種	D第2種	D第1種	A・D第1種	A・D第2種
電気通信事業法及びこれに基づく命令	4	4	4	4	4	4	4	4	4
電気通信事業法、電気通信令及び電気通信規則									
工事担当者規則									

有線電気通信法及び有線電気通信法施行規則	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則					
	端末設備等規則					
有線電気通信法及び有線電気通信法施行規則	有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則	1	1	1	1	1
電子署名及び認証に関する法律	電子署名及び認証業務に関する法律並びに電子署名及び認証業務に関する法律					

有線電気通信法及び有線電気通信法施行規則	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則					
	端末設備等規則					
有線電気通信法及び有線電気通信法施行規則	有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則	1	1	1	1	1
電子署名及び認証に関する法律	電子署名及び認証業務に関する法律並びに電子署名及び認証業務に関する法律					

備考 表中の「」の記載は注記である。